

意見書

平成 13 年 5 月 7 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 2 1

(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ

氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお
代表取締役社長 千本 倅生

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 13 年 4 月 20 日付け情審通第 78 条で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

光ファイバ設備との接続に関する電気通信事業法施行規則及び
接続料規則の一部を改正する省令案に対する弊社の意見

1. はじめに

今回、光ファイバ設備との接続に関する省令改正案に関して、弊社が意見を述べさせていただく機会を与えていただきましたことに感謝の意を表します。

弊社はNTT東日本に対してダークファイバの接続に関して平成13年4月2日に意見申立てを行いました。その後、総務省よりNTT東日本に対して行政指導が行われました。それを受けてNTT東日本は、区間及び空き芯線の情報開示をインターネット上で行うようになりましたが、東京23区のみに限られることなどまだ情報開示が不十分です。また、「否」の回答をもらった区間に大量の空き芯線があったにもかかわらず、NTT東西が社内で利用するとして接続していただいております。

今回の省令改正により、NTT東西の光ファイバ設備との接続がNTT社内と社外の取り扱いで公正有効競争が確保されるよう期待いたします。

以下、弊社の意見を述べさせていただきます。

2. 省令改正案に関する意見

(1) 接続の請求を行い承諾等の回答を得る手続

(指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 (略)

2 法第三十八条の二第三項第一号二の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 接続の請求を行い諾否等の回答(当該請求に即応できない旨のものである場合にはその合理的な理由及び請求に係る電気通信設備の設置及び利用に関する情報を含む。)を得る手続(接続の即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)

< 省令案に対する意見 >

「中継系伝送路設備」の追加について

第二十三条の四 2 一 イ(1)の情報開示の対象を「端末系伝送路設備」だけでなく、「中継系伝送路設備」も追加いただけるよう要望いたします。

< N T T 東西の接続約款に対する意見 >

接続「否」の場合の理由の明示について

N T T 東西より「否」の調査回答をいただいた区間については、N T T 東西からは「空き芯なし」ということでしたが、総務省の調査では「例えば新宿～西新宿では二百数十芯の空き芯がある」ということが判明しました。その後、N T T 東西に接続を要望しましたが、「社内で利用予定がある」との回答をいただいただけで、利用予定の芯線の使用用途を要望しても明確にしていただけませんでした。

この改正案により、N T T 東西の接続約款に理由を明示するルールが盛り込まれることを歓迎いたします。

接続約款では、N T T 東西と接続事業者の公平性を確保し、接続事業者が疑義を抱かなくてすむよう、予備芯線の適正比率の導入や、下記のN T T 東西の利用計画について開示いただけるよう要望いたします。

- ・ 年度別サービス別利用芯線数
- ・ 局間回線の場合は、加入者系需要数の根拠
- ・ 各区間の芯線数に見合う伝送装置、モジュールなどの調達計画

また、N T T 東西から経営情報などの理由でこのような情報の開示を拒否された場合は第三者機関によって調査いただけるような仕組みを作っていただけけるよう要望いたします。

(2) 接続にかかる標準期間

第二十三条の四 一

2

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間

ハ 接続の請求の日から接続の請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間(伝送路設備の開通の期間を含む。)

< N T T 東西の接続約款に対する意見 >

相互接続点調査、線路設備調査の短期化について

現在、ダークファイバの接続では、新設コロケーションや電源の増設などを伴わない場合でも相互接続点調査が必要であり、調査申込日から回答日までに1.5～2ヶ月の期間がかかっております。しかし、N T T 東日本では局内のケーブリングは可能として局舎への現地調査を行わず、机上調査だけで回答をしている場合がほとんどです。したがって、新設コロケーションや電源の増設などを伴わない場合は相互接続点調査を省略して線路設備調査だけにしていただけけるよう強く要望いたします。

また、線路設備調査については、例えば、A D S L 接続第二種サービスで利用している専用サービス申込書と同様の簡素化された様式を用いることにより、調査申込から利用開始又は自前工事開始までの期間を1週間以内に短期化していただけるよう強

く要望いたします。

(3) 接続の請求及び回答の様式

第二十三条の四

六 他事業者が接続に関して行う請求及び指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がこれに対して行う回答において用いるべき様式

< N T T 東西の接続約款に対する意見 >

線路設備調査の簡素化について

現在は、線路設備調査申込み 線路設備調査回答 線路設備利用申込みとなっておりますが、線路設備調査申込と線路設備利用申込を一本化した様式としていただけるよう要望いたします。また、メタルの端末回線（ラインシェアリングやドライカップ）では、各回線ごとの申込みが専用線サービスと同様社印を必要としない簡素な様式になっておりますので、ダークファイバでも同様に簡素化していただけるよう強く要望いたします。

局間回線と端末回線の区分化について

局間回線と端末回線では、利用用途・頻度・調査内容が異なるため、接続に請求及び回答の様式を別にしていただけるよう要望いたします。

N T T 東西は光ファイバを端末回線に利用する「Bフレッツ」サービスを平成13年7月より開始する予定ですが、接続事業者もN T T 東西の端末回線をN T T 東西と同様に迅速に利用できるよう、端末回線は局間回線と区別して様式を定めていただきたいと考えます。

C T F の設置場所の明確化

N T T 東西から接続の回答をいただく際に、C T F の設置場所についての情報もいただけるよう要望いたします。

現在、回答ではフロア数、コネクタ種別しかいただけていませんが、C T F の位置がわかる図面、C T F 架番号、端子盤位置など接続に必要な情報をすぐにいただけないため、資材の調達や自前工事の設計がすぐに行えないという問題が発生しております。これらの情報は、線路利用申込み後すぐにいただけるよう要望いたします。

また、N T T 局舎内だけでなく端末回線の加入者宅内についても、N T T 東西が所有するビル以外のビルについては「設計図がない」などの理由でC T F の設置場所の情報をすぐにいただけない場合があり、同様の問題があります。特に端末回線の加入者宅内では、N T T 東西が提供する他のサービスの場合でもN T T 東西のグループ会社が工事を請け負うためN T T 東西に図面がないことが多いと考えられます。したがって、N T T 東西の端末回線を利用する場合でも、局舎内だけでなく加入者宅内にあ

るCTFの設置場所の図面もいただけるよう強く要望いたします。

接続「否」の場合の情報提示について

現在は、調査回答が「否」であっても、増設予定時期や、希望芯線数に満たないが利用可能な芯線数、別フロアや別ルートで利用可能な芯線数、などの回答いただいております。約款後もこのような回答を引き続きいただけるよう要望いたします。

(4) その他

公正性の担保について

「接続ルール見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日)p.22では、「光ファイバ設備が存在する場合には、接続請求に応じる義務があり、光ファイバ設備がない場合には接続請求に応じる義務がないと考えるのが妥当」としてはいますが、例えばき線点まで光化されているが、建物内へのファイバの引き込みが行われていない場合の接続請求に対して、NTT東西が引き込み工事を行う義務があるかどうかについてはまだ明確な判断はないと認識しています。

また、第一次答申p.23では「既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域(例えばき線エリアに光ファイバが既に設置されているエリアのように、2週間程度で必要な光ファイバ設備の対応を行い得る地域)においては、光ファイバ設備への接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。」とありますが、即応が可能な地域についても明確化されておりません。

公正有効競争を担保するために、引き込み工事が行われていない建物への接続要求に対する、NTT東西の設備設置義務の判断基準は、NTT東西が「Bフレッツ」や光ファイバによる専用サービスの提供基準と同等にすべきであると考えます。すなわち、NTT東西が利用者の要望に対してファイバを設置してでも提供するエリアについては、他事業者からの要望に対しても同様な扱いをすべきであると考えます。

NTTコミュニケーションズビルの扱いについて

NTT東西のダークファイバを利用するにあたって、NTTコミュニケーションズが所有するビル内にあるNTT東西が利用しているフロアのNTT東西所有のCTF間の接続やCTF～コロケーション間の接続などありますが、NTT東西のフロアの利用や工事に関してはNTTコミュニケーションズが仲介や許可を必要とすることなく、NTT東西のみの判断でコロケーションやダークファイバの接続に関わる工事など行えるよう、他の接続と同様の様式で迅速に接続できるよう強く要望いたします。

また、NTTコミュニケーションズビルについては、NTT堂島のようにNTT東西のビルと同じ敷地内にあり住所が同じであったり、NTT大手町のように本館と別館があったり、NTT東西とNTTコミュニケーションズとでビルの呼び方が違ったりなどあり、場所の特定が可能な正確な情報をいただけるよう要望いたします。

以上